

香川県中小企業振興融資制度保証料補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県中小企業振興融資制度保証料補給金（以下「補給金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、新規創業、ベンチャー企業の育成及び県内企業の第二創業等の創出促進に寄与することを目的として、県内中小企業の資金調達の円滑化を図るため、予算の範囲内において補給金を交付するものとする。

2 この補給金は、規則第2条第1項第1号に規定する補助金とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 香川県中小企業振興融資制度要綱に定める融資制度を利用する者をいう。
- (2) 条件変更 保証条件の内容を変更することをいう。
- (3) 償還期限 保証条件において定められた借入金を完済する期限をいう。
- (4) 早期償還 償還期限到来前に借入金を完済することをいう。
- (5) 保証料 事業者が融資制度を利用する際に、香川県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）に支払う保証料をいう。
- (6) 追加保証料 条件変更した際に発生する保証料をいう。
- (7) 延滞保証料 償還期限を超過した際に発生する保証料をいう。
- (8) 返戻保証料 早期償還及び条件変更した際に発生する保証協会から事業者への保証料の返戻分をいう。

(補給金交付対象者)

第4条 この要綱による補給金の交付の対象となる者は、香川県中小企業振興融資制度要綱に定める融資制度のうち、新規創業融資及びフロンティア融資を利用した事業者とする。

(補給金の算定)

第5条 補給金の算定は次の各号に掲げる方式を用い、端数処理については1円未満切捨てとする。ただし、延滞保証料に相当する額については、補給対象外とする。

- (1) 新規創業融資に係る補給金は、事業者が保証協会に支払った保証料のうち、年0.58%に相当する金額。
- (2) フロンティア融資に係る補給金は、事業者が保証協会に支払った保証料のうち、年0.40%に相当する金額。

(交付の申請)

第6条 事業者は、補給金の交付の申請をしようとするときは、当該申請に係る保証協会への保証料又は追加保証料の支払いの日から60日を経過する日までに、保証協会が発行した「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し又は「保証条件変更決定のお知らせ（お客様用）」の写しを添付して、信用保証料補給金交付申請書（様式第1）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の保証料補給金交付申請があったときは、その申請の内容を調査し、補給金を交付すべきものと認めるときは交付を決定し、中小企業振興融資制度保証料補給金交付決定通知書（様式第2）により事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 事業者は、前条の規定による通知に係る補給金の交付決定の内容に対して不服があり、補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補給金の交付決定はなかったものとみなす。

(補給金の請求)

第9条 事業者は、第7条に規定する交付決定通知を受けた場合には、当該交付決定後30日以内に、請求書（様式第3）を知事に提出しなければならない。

(補給金の返還)

第10条 事業者は、条件変更等により返戻保証料が発生した場合は、県補給相当分（新規創業融資は年0.58%、フロンティア融資は年0.40%に相当する金額）を別に定める期日までに県に返還することとする。

(状況調査)

第11条 知事は、保証の状況について、保証協会、金融機関等に保証に関する情報の提供を求める等、その都度必要に応じて調査することができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為があったとき。

2 知事は、前項に該当するものとして補給金の交付決定を取り消した場合において、補給金の当該取消しに係る部分に関し、既に補給金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項に基づく取消しを行い、第2項に基づく補給金の返還を命じる場合には、その命令に係る補給金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命じるものとする。

4 第2項に基づく補給金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補給金の経理等)

第13条 事業者は、補給金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補給金に係る借入金を完済した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1)

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人の
名称及び代表者
電話番号

信用保証料補給金交付申請書

香川県中小企業振興融資制度保証料補給金交付要綱（以下、「要綱」という。）第6条の規定に基づき、関係書類を添付して、下記のとおり保証料補給金の交付を申請します。

なお、要綱第10条の規定により、早期償還及び条件変更した際に発生する香川県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）からの返戻保証料については、県補給相当分（新規創業融資は年0.58%、フロンティア融資は年0.40%に相当する金額）を県に返還します。

また、県が保証の状況を確認するため、保証協会、金融機関から申請者の個人情報を含む保証に関する情報の提供を受けることについて同意します。

記

| | | |
|-------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 該当の□にチェック | <input type="checkbox"/> 新規創業融資 | <input type="checkbox"/> フロンティア融資 |
| 保証料補給金交付申請額 | 金 _____ 円 | |

$$\text{※上記申請額} = \left(\begin{array}{l} \text{添付書類記載の「一括支払」} \\ \text{又は} \\ \text{「分割支払（今回）」の金額} \end{array} \right) \div \text{保証料率} \times \text{補給率}$$

（補給率は新規創業融資0.58（年%）、フロンティア融資0.40（年%））

※端数処理については1円未満切捨てとします。

- (注) 1. 保証協会が発行した「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し又は「保証条件変更決定のお知らせ（お客様用）」の写しを添付してください。
2. この申請書は、当該申請に係る保証協会への保証料又は追加保証料の支払いの日から60日を経過する日までに、商工労働部経営支援課に提出してください。

(様式第2)

経支第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

中小企業振興融資制度保証料補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中小企業振興融資制度保証料補給金については、香川県中小企業振興融資制度保証料補給金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補給金の交付の対象となる内容は、年 月 日付けで申請のあった信用保証料補給金交付申請書記載のとおりとする。

| | |
|------------------|-------|
| 融資制度名 | |
| 保証日又は条件変更決定日 | 年 月 日 |
| 保証番号 | |
| 条件変更番号 (条件変更の場合) | |
| 年度保証料補給金 | 金 円 |

※当該交付決定後、30日以内に様式第3による保証料補給金交付請求書を商工労働部経営支援課に提出してください。

(様式第3)

(記載例：フロンティア融資の場合)

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。)

| | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 請求金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | ¥ | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

ただし、令和〇年度香川県中小企業振興融資制度保証料補給金として

内 訳 新規創業融資 フロンティア融資 に係る信用保証料補給金

上記の金額を請求します。

令和〇年〇月〇日

香川県知事 浜田 恵造 殿

住所又は所在地 760-0017

債権者

(フリガナ)

氏名又は法人の名称
及び代表者の職氏名

高松市番町四丁目1番10号

か) カガワショウジ

株式会社 香川商事

代表取締役 香川太郎

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------------|---------------|--------------------------------|---|------|---|---|---|---|---|---|---|
| 支払の方法 | 口座振替払 レ | 〇〇 銀行 〇〇 (支)店 | | | | | | | | | | |
| | | 預金種目 | 当座 <input type="checkbox"/> | 普通 <input checked="" type="checkbox"/> | 口座番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| | | (フリガナ) 口座名義 | か) カガワショウジ 株式会社 香川商事 | | | | | | | | | |

※預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。

なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所にレ印を付してください。

責任者氏名 営業課長 讃岐 次郎

担当者氏名 営業課 第一係 小豆 三郎

連絡先 087-832-XXXX

【留意事項】

- ・「責任者氏名」欄及び「担当者氏名」欄には所属及び役職名を記載し、氏名はフルネームで記載してください。
- ・「責任者」は、役職に関わらず、請求書に係る事務を担当する部門の長を指します。
- ・「担当者」は、請求書に係る事務を担当する者を指します。
- ・責任者及び担当者が同じ者の場合は、「責任者及び担当者氏名」として記載してください。
- ・個人事業主の場合は、上記と同様に「責任者及び担当氏名」として記載してください。
- ・「連絡先」は、固定電話としてください。固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号としてください。

従来通り請求書に押印する場合は、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載は不要です。